

くろしお風力発電株式会社「（仮称）須賀川・玉川風力発電事業計画段階環境
配慮書」に対する意見について

平成29年4月24日
経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「（仮称）須賀川・玉川風力発電事業計画段階環境配慮書」について、くろしお風力発電株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 福島県須賀川市、石川郡玉川村
- ・ 原動力の種類 : 風力（陸上）
- ・ 出 力 : 27,600kW又は、27,200kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成29年 1月27日
環境大臣意見受理	平成29年 4月14日
経済産業大臣意見	平成29年 4月24日

問合せ先：電力安全課 長村、高須賀
電話03-3501-1742（直通）

くろしお風力発電株式会社「（仮称）須賀川・玉川風力発電事業計画段階環境 配慮書」に対する意見

1. 総論

（1）対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

（2）事業計画の見直し

2.（1）及び（2）により、騒音等及び風車の影による生活環境への影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

（3）環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

（1）騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域の近隣には複数の住居等が存在する上、一部の住居等は東西を風力発電設備に挟まれる可能性があり、環境保全に十全を期さなければ、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成27年10月環境省）及び最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

（2）風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域の近隣には複数の住居等が存在する上、一部の住居等は東西を風力発電設備に挟まれる可能性があり、環境保全に十全を期さなければ、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 景観に対する影響

事業実施想定区域の周辺には、主要な眺望点である蓬田岳等が位置しており、本事業の実施により、眺望景観への影響が懸念される。また、事業実施想定区域の周辺における一部の住居等は東西を風力発電設備に挟まれる可能性があり、地域住民が日常的に眺望する景観が大きく変化するおそれがある。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、眺望点の利用状況等について調査するとともに、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。

また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、専門家等からの助言並びに利用者、地域住民及び関係自治体等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。